

御依頼の資料について

日頃より、文教施策の充実につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

御依頼のありました資料について、別添のとおりお送りいたしますので、よろしく御査収ください。

御質問、また御不明な点がございましたら、資料に記載の連絡先まで御連絡いただけますと幸いです。

引き続き、御指導・御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

文部科学省大臣官房  
文部科学省総合教育政策局  
文部科学省初等中等教育局

、大阪府・市の教育行政に関する追加質問

1. 大阪市の「COVID19緊急事態宣言」に伴う「原則オンライン授業」の決定について

大阪市教育委員会における意思決定の過程については、当該教育委員会において適切に判断しているものと承知しています。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係 03-6734-2918】

2. 職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

先日のご回答は、「『職務命令が通達の形を取ることはありうる』とする貴省見解の法的根拠をお答え願いたい。」とのご質問に対して回答したものです。

【初等中等教育局 初等中等教育企画課 地方教育行政係 03-6734-4678】

3. チャレンジテストすなわち統一テストを用いて、絶対評価である調査書の評定が適正かどうか確認している都道府県は大阪府以外で他にありますか？

文部科学省では御指摘のような点に係る調査は行っておらず、把握しておりません。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

3. 絶対評価において、各学校の評定が適正かどうか判断するためには大阪府のような統一ルールが必要と考えられますか？

文部科学省としては、高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断すべきものと考えております。

また、調査書の在り方については、選抜のための資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくことが重要であると考えており、大阪府教育委員会においてもこのような趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域に十分な説明を行い、入学者選抜を実施していただきたいと考えています。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

3. そもそも絶対評価とは、集団に準拠した評価ではなく、生徒個々人の「目標に準拠した評価」によって評価されるものではありませんか？

チャレンジテストにより各学校(集団)の平均点に依拠して「評定平均の範囲」を決定していますが、これは絶対評価の概念から逸脱するものではありませんか？

いわゆる絶対評価とは、「目標に準拠した評価」によって評価されるものとなります。

大阪府教育委員会では平成28年度の高等学校入学者選抜における調査書の作成から、「相対評価(集団に準拠した評価)」ではなく「絶対評価(目標に準拠した評価)」により調査書を作成することとなりましたが、絶対評価による調査書の作成に当たり、その信頼度を高めるための取組の一環として、大阪府独自に実施する学力検査である「チャレンジテスト」を利用していると承知しています。

なお、調査書の評定は、学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断で決められており、チャレンジテストはあくまで各学校の調査書の評定が適正かを確認するために用いられていると承知しています。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

3. 府内統一ルールについて、一つの物差しとして評定の範囲を示しているだけと理解されていますが、実態はこの「一つの物差し」が唯一絶対無二の物差しになっています。この「一つの物差し」に当てはまらなかった中学の数を府教委にお問い合わせください。

高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断して実施しているものですので、具体的な内容については、大阪府教育委員会に直接、お問い合わせください。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

3. すでに点数の取れない生徒を排除しようとする動きがあります。見解をお聞かせください。

文部科学省として、そのような動きを把握しておりませんので、お答えできません。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

3. チャレンジテストと府内統一ルールについて、とても説明責任を果たしていないのが現状です。府教委にさらに説明責任を果たすよう指導をお願いします。

高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断すべきものであり、大阪府教育委員会においても高等学校入学者選抜の実施に当たっては、「チャレンジテスト」の利用も含め、先ほど申し上げた趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域に十分な説明を行って実施していただきたいと考えております。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

4. 大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式について

国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員はその職務命令に従う義務があります。

例えば生徒の発作など緊急時においては、生徒の命や安全を優先させることが必要であり、校長等が緊急時の対応について、あらかじめ決めておくことも考えられます。

こうした緊急時の対応も含め、式の実施方法や個々の具体的な場面においてどう対応すべきかについては、教育委員会や各学校長が適切に判断するものと考えています。

【初等中等教育局 特別支援教育課 指導係 03-6734-3716】

## 、教育問題全般に関わる追加質問

## 2. 教員免許更新制について

7月19日にご回答いたしましたとおり、現在、教員免許更新制については、中央教育審議会の教員免許更新制小委員会にて議論が行われているところであり、8月23日に行われた第5回の当該小委員会において、審議まとめ(案)が示され、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを検討することが適当である」という内容が盛り込まれました。

文部科学省としても、中央教育審議会において教員免許更新制について方向性が示されつつあることを踏まえ、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調整に着手してまいります。

【総合教育政策局 教育人材政策課 更新係 03-6734-3572】

## 3. GIGAスクール構想について

### (1)について

学習履歴を含め、教育データは、学習者及び教員等が記録するデータや、学習アプリケーション等の利用を通じて蓄積されるデータ全般を指すものであり、指導要録の記録内容も教育データに含まれますが、学習履歴が指導要録に代わるものではありません。

### (2)について

「教育データの標準化」は「技術的な規格」とともに「内容の規格」を定めるものですが、「内容の規格」も例えばシステムに入力する数値の桁数といった、あくまでも教育システム間でデータを相互に交換できるようにするための技術的なルールであるため、指導内容などの教育の中身を縛るものではありません。

### (3)について

例えば、教員間で共有する指導に関する記録等、紙かデジタルかに関わらず、学校の教育活動において、子供がアクセスすることを想定していない情報もあります。校務系データは、成績処理や児童生徒の指導記録等の機密性の高い情報を含み、セキュリティ侵害が学校事務や教育活動の実施に重大な影響を及ぼすため、教職員以外にはアクセスできない重要な情報に位置付けられます。このため、外部からの脅威の侵入はもとより、児童生徒からもアクセスできないように対策を講ずることが必要であり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、その旨が明記されているところです。

### (4)について

紙かデジタルかに関わらず、教育データには様々な種類があるため一概には言えません。

### (5)について

教育データの中には、法令によって取扱いが規定されているもの(例えば指導要録等)があり、それらについては法令に従って適切に対処する必要があります。

その他の学校におけるデータの活用については、各自治体の個人情報保護条例等に準拠する必要があり、自治体によっては、例えば、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない等と条例に明記しているケース等があると承知しています。

### (6)について

教育データは、データの種類や状況に応じて適切に取扱う必要があると考えています。要配慮個人情報については、その性質に応じた取扱いが必要となりますが、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、要配慮個人情報を含む健康診断票等については重要度の高い情報資産に分類する等により管理しているところです。

### (7)について

GIGAスクール構想により整備されるICT環境や教育データも活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、これからの時代を生きる子供たちの資質・能力の育成を図ることが重要です。

「個別最適な学び」は「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念であり、教師には、ICTや教育データの活用も含め、子供たちが主体的に学習を進められるよう促していくことが求められます。

文部科学省としても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られるよう参考資料を作成・公表

しているところであり、引き続き周知に取り組んでまいります。

【初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室 03-6734-3802】  
担当課が多岐にわたるため、ご不明点がございましたら、まず上記窓口にお問い合わせください。

#### 4. 新学習指導要領について

##### (1) に関して

「憲法の考え方をもとにして」指導を行う、ということだが肝心の憲法について体系的に学習する場が保障されていない状態でどうしてそれが可能になるのか。憲法を体系的に学習する時間を保障すべきである。

また、人権についての学習はどこで保障されるのか。

憲法に関する学習は、小・中・高等学校の各学校段階を通じて体系的に育成するという観点から構成されており、高等学校においては、小学校及び中学校で日本国憲法に関して習得した知識などを基盤として、学習を深めていくこととなります。

具体的に、高等学校新必修科目「公共」では、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など日本国憲法の基礎にある考え方の理解を基に、公共的な空間における基本的原理について理解した上で、憲法の下、権利や自由が保障され社会の秩序が維持されていることや、意見や利害の調整と合意形成を通してよりよい社会が築かれることなどを理解することとしています。また、我が国の安全保障と防衛について学ぶ際には、平和主義についても理解を深めることができるようにしています。

このように、高等学校においても憲法について学習することとなっており、ご指摘のことはあたらないと考えます。

学校での人権教育は、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、各教科や道徳の授業など、学校教育活動全体を通じて実施されています。

【初等中等教育局教育課程課教育課程総括係 03-6734-2073】

#### 4. 新学習指導要領について

##### (2) に関して

「主体的・対話的で深い学び」は、個々の教師が踏まえておくべき指導理念ということだが、そうであるならば、この箇所は授業の手引きとすべき場所であり、従来の法規的な拘束力を持つという枠を外しておくべきではないのか。そうしておかないと、現場が大変に混乱するし、いやもうすでに大混乱である。

学習指導要領等は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について、必要かつ合理的な事項を大綱的に示しており、各学校における指導の具体化については、学校や教師の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としています。

新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について記載しているが、これは、特定の指導方法のことで、学校教育における教師の意図性を否定することでもありません。子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を考え、授業の工夫・改善を重ねていくことが重要であり、それを実現するために具体的にどのような指導方法を採用するかは、教師一人一人が考え実践していくものです。

【初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室企画係 03-6734-2368】

#### 、「日の丸・君が代」強制と人権に関わる追加質問

##### 1 コロナ禍における卒入学式での国家斉唱について

学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と規定されており、その趣旨を踏まえて各学校において指導いただくこととなっています。

各教育委員会や学校の対応については、こうした学習指導要領の趣旨や地域の感染状況等に鑑み、適切に判断いただくものと考えています。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係 03-6734-2918】

## 2.(1)「世界人権宣言」が学習指導要領に記載されていないことについて

しかし、『世界人権宣言』は、政経という科目の『解説』での言及に留まらず、『小学校学習指導要領』・『中学校学習指導要領』そして『高等学校学習指導要領』本体に記載があつてしかるべきではないか。なぜならば、『世界人権宣言』は、その前文にあるように「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」であつて、わが国は『国際人権規約』をはじめとする人権諸条約を批准し遵守義務を有する締結国であるのだから、小学生・中学生の段階から、発達段階に応じて理解と認識を深めるべき課題であろう。関連して、『子どもの権利条約』44条に「締結国は、この条約の原則及び規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」との規定があることから、学校教育においてすべての発達段階で『世界人権宣言』を取り上げることが締結国の文科省としての責務であることは明白ではないか。『世界人権宣言』を小中高の『学習指導要領』に明記することを要望したい。

学習指導要領は学校が編成する教育課程の大綱的な基準であり、「世界人権宣言」など個別具体的な事項を扱うこととはなっておりません。

【初等中等教育局教育課程課教育課程総括係 03-6734-2073】

## 2.(1)「世界人権宣言」が学習指導要領に記載されていないことについて

「人権教育に積極的に取り組む姿勢」について「学校における人権教育については、人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を図り…」と回答された。『学習指導要領』のどこに、この記載があるのか。「人権教育」の重要性について『学習指導要領』に書き込まなければ、現場は取り上げなくても良いものと受けとめないだろうか。

文部科学省においては、憲法や教育基本法にのっとり、人権教育・啓発推進法や同法の基本計画に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の意識を高める人権教育を推進しています。

学校における人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度、実践的な行動力などを育成することを目指しています。学習指導要領においては、前文、総則、小・中学校の社会科、特別の教科 道徳、特別活動、高等学校の公民科、特別活動に人権教育に係る記述があり、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、学校教育活動全体を通じて実施されています。

【初等中等教育局児童生徒課指導調査係 03-6734-3297】

【初等中等教育局教育課程課企画調査係 03-6734-2565】

## 2.(2)中学校学習指導要領記載の「国際的な儀礼」の根拠法令ないし国際文書

『学習指導要領』記載の「国際的な儀礼」について、定義づけられている法規ないし国際文書が存在しないことは認められた。その一方で、『学習指導要領解説』の中に「国際的な儀礼」の説明が記載されているとの回答であった。ということは、「国際的な儀礼」について国際社会には明文化された定義は存在しないところ、文科省は自らが作成した『学習指導要領解説』という国内文書を以て「国際的な儀礼」を定義しているだけ、と理解して間違いはないか。

また、「尊重する態度」については『学習指導要領』にも『解説』にも「起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません」とのお答えであった。ということは、『学習指導要領』記載の「尊重する態度」とは、「起立斉唱すること」に限定されるものではない、と理解して間違いはないか。

中学校学習指導要領においては、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通じて、それらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることなどを理解できるようにするための指導をもって、我が国のみならず諸外国の国旗及び国歌を尊重する態度を養うような配慮が必要としているところです。

また、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態

度を育てるために行っているものであり、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものです。

その上で、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

【初等中等教育局 教育課程課 企画調査係 03-6734-2565】

## 2.(3)国際人権基準を外れる「学習指導要領国旗国歌条項」は速やかに廃止されるべきこと

a,まず「解釈」についての疑問は、「旗や歌などのシンボルに敬意を表さないこと(dis·respect)で罰してはならない」(自由権規約一般的意見34パラグラフ38)という、規約19条に対する規約委員会の有権的解釈を、日本政府は「罰しても良い」と独自に解釈しているということか。

b,次に「執行」についての疑問は、自由権規約第7回審査政府回答に引用された最高裁判決文は、『一般的意見34』に拘束されることなく、締約国独自の解釈に基づいて実施されたもの、と受けとめて良いか。

令和3年7月19日の意見交換においては、大臣官房国際課から以下の要旨のとおり回答したところです。

- ・ 自由権規約委員会の一般的意見は、我が国に対して法的拘束力を有するものではない。
- ・ このため、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において個別に判断されるものと理解している。
- ・ その上で、国旗国歌に係るご質問については、過去にも政府回答で示している通り、自由権規約の趣旨に反するものではないと考えている。

以上を踏まえて、改めて以下のとおり再質問に回答いたします。

- ・ 自由権規約委員会の一般的意見は、我が国に対して法的拘束力を有するものではありません。
- ・ このため、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において個別に判断されるものと理解しています。

【大臣官房国際課 企画調査係 03-6734-3046】

## 2.(3)国際人権基準を外れる「学習指導要領国旗国歌条項」は速やかに廃止されるべきこと

教育課程課からは、『学習指導要領国旗国歌条項』は、児童生徒に対して国旗国歌を「尊重する態度を育てる」趣旨であるとの回答であった。また、2.(2)では、「起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません」と回答されている。そうすると、起立斉唱しない教員にペナルティーを科す根拠は『学習指導要領国旗国歌条項』に求めることは出来ないはずだが、現実には、国内判例において『学習指導要領国旗国歌条項』が、職務命令の法的な根拠とされている。『学習指導要領』記載の「尊重する態度を養う」が「起立斉唱すること」に限定されないのであれば、教員に起立斉唱を強要する都教委の行政文書「10・23通達」は『学習指導要領』の趣旨を逸脱していることにならないか。そして、「起立斉唱」しないことをdis·respect(敬意を表さないこと)として「懲戒処分」のペナルティーを科すことを認める国内判例は、『一般的意見34パラグラフ38』の見解に反することにならないか。

前述のとおり、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

なお、判例の見解については司法の場でお決めになることであり、文部科学省としてお答えする立場にありません。

【初等中等教育局 教育課程課 企画調査係 03-6734-2565】

## 2.(4)教員の市民的権利について

CEART報告書における公務員の権利・義務の記載についてのご質問と思いますが、CEART報告書は法的拘束

力を有するものではなく、文部科学省としては我が国の実情や国内法に適合した方法で取組を進めてまいりたいと考えています。

我が国においては、一般に、公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するため、法令や上司の職務上の命令に従わなければならないことが法律上規定されており、地方公務員である教職員も、法令や上司の職務命令に従って教育指導を行う職務上の責務があります。

また、教職員に対する国歌斉唱等させる職務命令については、平成23年6月6日の最高裁判決においても、思想及び良心の自由を侵すものとして、思想及び良心の自由を規定する日本国憲法第19条に反するとは言えず、違法なものではないと判示されているところです。

【初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 03-6734-2588】

### 3.(1)政府回答パラグラフ216の「正しい目的」について

「口をこじ開けてまで歌わず」という具体的な行為は、「内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」事例に該当すると、文科省は認識しているか。

次に、「不起立の生徒がいる場合、司会は『ご起立ください』と言って起立するまで式を始めない」という具体的な行為が「長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童生徒に精神的な苦痛を伴うような指導」という事例に、該当するかどうか、文科省の認識を伺いたい。

また、2.(2)では、「起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません」とのお答えであったことからするならば、学校の創意工夫で「起立斉唱」を含まない卒入学式を実施しても、そのことのみで「尊重する態度」を養っていない即ち『学習指導要領』違反にはならない、という理解で間違いはないか。

御指摘の有馬文部大臣の答弁は、「どのような行為が強制に当たるかについては、当然、具体的な指導の状況において判断をしなければならないことと考えておりますが、」と述べた上で、そのことを前提として行為の態様を例示したものです。

したがって、御指摘の「口をこじ開けてまで歌わせること、長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童生徒に精神的な苦痛を伴うような指導をすること」も含め、個別具体の指導が適切かどうかはその具体的な状況に照らして判断されることになるため、お答えすることは困難です。

また、前述のとおり、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

【初等中等教育局 教育課程課 企画調査係 03-6734-2565】

### 3.(2) 政府回答パラグラフ217の「法律による定め」について

御指摘の解釈をお示したものではありません。「思想・良心・宗教の自由」の制約に当たるか否かは、平成23年6月6日の最高裁判決においても、卒業式等の式典で慣例上の儀式的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めることを内容とする職務命令は、その目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約の態様等を総合的に較量すれば、制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められるものと判示されています。

【初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 03-6734-2588】

### 3.(3) 地方公共団体の自由権規約遵守義務について

条約その他の国際約束の日本国内における効力については、既に外務省から回答されているようですので、外務省の回答を参照いただきたいと思います。

お尋ねの都教委や外務省の考えについては、必要があれば各団体にお伺い下さい。

【初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 03-6734-2588】